

令和2年7月7日
30年中間貯蔵施設地権者会
会長 門馬 好春

会員の皆さまにいつも大変お世話になりありがとうございます。

コロナ感染防止対策を講じつつ「令和2年度事業計画」に基づいた主な活動内容を第16回会報としてお届けさせて頂きました。

会員の皆様には引き続きのご支援、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

1. 【第7回環境省説明会（書面・電話）】

会員の皆様から多数のご意見ご要望ご質問等を頂きましてありがとうございました。今回はコロナ対策のため初めての書面による説明会とさせて頂きましたので、会員の皆様におかれましては、直接環境省に物申せず歯がゆい思いをされたこととお察し申し上げます。

皆様から頂戴いたしましたご意見等は項目ごとに分類し、別添【第7回環境省による地権者会説明会（書面）の意見・要望・質問等】の通りまとめさせて頂きました。

その上で、別添【同意見等】に基づき、門馬会長と環境省福島地方環境事務所の長谷川総括調整官の間で、5月29日(金)と6月2日(火)の2日間、合計8時間15分に亘る電話で、皆様の思いをお伝えした上でのやり取りをさせて頂きました。

そのやり取りの主な内容は

「環境省の地権者等に寄り添っていない姿勢について」「2045年3月12日までの事業終了に向けた福島県外最終処分場建設への早期取り組みについて」「安心できる安全への取り組みへの早期改善について」「除染・放射線量の継続した計測等について」「クリーンセンターふたばの説明会の早期開催要請について」「ルールである要綱を適用した用地補償への是正について」などです。

7月に入り6月30日付けで環境省の回答書が送られてまいりましたので、会員の皆様には別添【第7回環境省による地権者会説明会（書面）の意見・要望・質問等】と合せてのご確認をよろしくお願いいたします。

なお、環境省説明会は今後も皆様と共に環境省に対して意見・要望・質問等を行って参りますので引き続きよろしくお願い申し上げます。

2. 【第7回環境省説明会（書面・電話）報告書の作成】

環境省との8時間15分に亘る電話でのやり取りの報告書は6月20日までに全45ページの確定版を作成いたしました。同報告書をご希望の方は会員の皆さまのメールアドレスへのご送付等とさせて頂きたいと思っておりますので、末尾連絡先までのご連絡をお願いいたします。

3. 【第 42 回団体交渉】

3月31日(火)に予定しておりましたが、コロナの影響から延期しておりました第42回の団体交渉を6月23日(火)東京神田のTKP神田ビジネスセンターで行いました。

環境省側は4月から国交省から出向で着任した斉藤博美調整官(中間貯蔵施設用地担当)が初めて出席した交渉となりました。

当会から各専門家からご指導頂いております環境省の土地使用補償「地上権の正常価格」は国内統一ルールである S37 年閣議決定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」第 19 条の条文「地代又は借賃をもって補償する」違反であることを糾し、それぞれの環境省回答書「H28 年 4 月 5 日」「H29 年 9 月 6 日」「H30 年 10 月 2 日」について、何れも間違いであることを指摘いたしました。交渉概要は以下の通りです。

「H28 年 4 月 5 日回答書」(初歩的且つ原則的な間違いは翌 H29 年訂正済み)

要綱 19 条は短期だけが対象の間違いを認め H29 年 9 月 6 日文書で長期も対象と訂正しましたが、その他、仮置き場等の短期借地料水準をそのまま長期の中間貯蔵施設に当てはめることができない記載内容も具体的に要綱の解説書の裁決例を示し、誤りであることを指摘いたしました。この指摘に対し環境省は無言で反論はありませんでした。

「H29 年 9 月 6 日回答書」

短期のみが対象を訂正はしましたが、同回答書の冒頭にまた事実と異なる記載を確認いたしましたのでその内容を指摘しました。具体的には要綱の解説書(テキスト)では同 19 条の条文の趣旨について「補償の根拠及び補償額算定の方法」を示したものと明記してあります。しかし同回答書では「補償の考え方と補償額算定方法」と恣意的に補償の根拠を考え方と変更しておりました。つまり「考え方」だから起業者である環境省の考え方次第で、補償額算定方法を変えられるという主張に変えた事になります。

そしてこの独自の考え方は中間貯蔵施設にだけは特別にできると主張しています。今回の団体交渉で当会からのこの指摘につきましては、環境省は宿題として持ち帰り次回の団体交渉で回答を得ることになりました。

また、「H30 年 10 月 2 日回答書」もこの独自の考え方に基づいて作成しています。

当然、日本のルールである要綱やテキストである要綱の解説書から外れた補償ですので、仮置き場等、他の土地使用補償との間で不公平な補償となっています。

仮置き場の 4 年半合計地代 85 万円より 30 年間の中間貯蔵施設が少ない補償額 84 万円(共に田・千㎡)ですが、これについて、斉藤調整官も今までの調整官も金額だけを見ると不公平と認めています。しかし、事業が違うので比較できないとの主張です。

実は鉄道でも東電でも事業が違っても不公平にならないように、日本の統一したルールとして作成されたが要綱ですので、事業が違っても地代で補償するという大原則になっております。この大原則にも環境省は背いていることになります。

そして、昨年 11 月の第 6 回環境省説明会において、マスコミ公開の場でも当会から次の内容を指摘し環境省も認めましたが、H26 年 9 月から 10 月に開催された地権者説明会で、環境省から配布された資料「用地補償の概要」でも前記 3 回答書でも「不動産鑑定結果を踏

まえて」地上権価格を決定したと書かれています。翌年2月27日付けの不動産鑑定評価書を日本不動産研究所から、環境省が受領していることが判明いたしました。

ここにも事実と違う「ウソ」で地権者の皆様に説明したことが明らかになりました。環境省は、地権者説明会の時にはなかったが、その翌年不動産鑑定評価書を取ったので問題はないとの説明ですが、全く順序は逆なので問題は大あります。

更に調べて行きますと、この「地上権の正常価格」に決めた際の環境省の決裁書類も根拠資料もない事実が分かりました。環境省は口頭決裁だとの説明ですが、この極めて重要な「地上権の正常価格」にした時期とその根拠はいまも当会に示すことはできていません。

なお、要綱と土地収用法は憲法29条3項と一体であります。これは環境省も認めております。ですので、原発事故の被害者である地権者の皆様に憲法第29条3項の正当な補償は行わないとした環境省の「地上権の正常価格」は到底許されるものではありません。

また、日本の将来の公共事業における国民の正当な補償を守るためにも、この「地上権の正常価格」の是正が求められます。

今後も地権者の皆様が正当な補償を受けられますように引き続き、ルールである要綱19条を適用した正当な補償で且つ適正・公平な補償への是正を求めてまいり所存です。

〈第42回交渉状況〉 右側中央が斉藤調整官 〈交渉での掲示内容〉



4. 【第43回団体交渉に向けて】

第42回団体交渉につきましても専門家の先生方にご指導を頂き交渉に臨んでおりますが、現在も、同様に次回第43回団体交渉に向け第42回団体交渉の内容をご報告の上で、ご指導を頂いております。

ご指導を頂いております先生方には本当に感謝の思いでいっぱいです。

環境省には「地上権の正常価格」が正当な補償であるとの主張であるなら、国交省や専門家の先生方が同席する場で堂々と主張して頂きたい。また、国民の皆さまにも見て頂くためにマスコミ公開の場で団体交渉をしようと継続して申し入れています。

当会への環境省説明会はマスコミ公開で開催しており、その用地補償内容と同じ内容であるにも拘らず拒否するのは、やはり、やましい処があるからだと確信しております。

今後も、同申し入れを行って参りますので引き続きのご支援ご協力をお願いいたします。

5. 【行政との情報共有・マスコミ対応】

今年度も皆様から総会に於いて事業計画のご承認を受けて、環境省との団体交渉や環境省説明会等について福島県中間貯蔵施設等対策室・大熊町・双葉町とも情報共有を図り、またご支援ご協力を頂きながら当会の活動を進めさせて頂いております。

コロナの感染拡大に伴い、本年度に入り残念ながら未だ直接ご訪問の活動は出来ておりませんが、電話やメールなどを通し、今まで以上にご説明等をさせて頂いております。

また、マスコミの取材活動等につきましても、同様にメールや電話などを活用し行っております。7月6日の週からは第42回団体交渉を終え、東京都内において各マスコミ関係者と直接お会いし、当会の活動内容等を説明していきたいと考えております。

6. 【今後の活動方針・予定】

国・環境省は、「地上権の正常価格」が国内ルール要綱19条を適用しない正当な補償でないことを理解しているが、何とかこのまま逃げきりたいという事だと強く感じております。

地権者が分からない、知らない人が悪いという論法で進めています。

「福島県外最終処分場建設と同処分場への搬出・2045年3月12日迄の返還と原状回復・用地補償額・安全・除染・汚染土再利用・復興等の課題と問題点」等々然りです。

当会は引き続き福島県・大熊町・双葉町へのご報告と情報共有を図りご支援ご協力を頂き、各専門家の先生方のハイレベルな知見をもってご指導を頂き、マスコミには情報提供を行い、諸活動に取り組んでまいります。

被害者である地権者の皆様が憲法29条第3項で保障されている正当な補償を得られないという間違った公共事業は、絶対に是正させなければなりません。

そのためには、小泉進次郎環境大臣に当会の主張が正確に報告される必要があります。この対策として小泉進次郎大臣に環境省の主張が間違いあると指摘し、正当な補償への是正を求めている当会の考えが的確に伝わるように、次回団体交渉時に同大臣宛てに具体的且つ事実に基づいた的確な要望書を作成して提出することとしたいと考えております。

今後も会員の皆様と共にルール並びに国の約束等に基づいた正しい声を出し続け、国・環境省の間違いを糾し是正を求めていきましょう。よろしく願い申し上げます。

添付書類 団体交渉内容の補足資料「ルールの要綱って、何？」

(作成者・問い合わせ先:30年中間貯蔵施設地権者会 事務局長 門馬好春)

PCメール mommayoshiharu@gmail.com

携帯アドレス mommayoshiharu@ezweb.ne.jp

携帯電話 090-3533-5515

※問い合わせは、お名前を記載の上、原則メール(ショートメール可)でお願いいたします。